

# 野々市市日中一時支援事業ガイドライン

**事業内容** 障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のために、日中、障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練等を行うものです。

**対象者** 次の（１）～（５）に該当し、日中に監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な方。

- （１）身体障害者手帳の交付を受けている方。
- （２）療育手帳の交付を受けている方。
- （３）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
- （４）医師により発達に障害があると診断された方。
- （５）難病等の方。

## 報酬額（単価）

| 支援区分等  | 基準金額   |                  |         |
|--------|--------|------------------|---------|
|        | 4時間以下  | 4時間を超えて<br>8時間以下 | 8時間超    |
| 基本     | 1,597円 | 3,194円           | 4,841円  |
| 重心・遷延性 | 4,399円 | 8,809円           | 13,348円 |

### 注意

支援区分等のうち重心・遷延性は、医療機関である指定短期入所事業所において、指定短期入所（宿泊を伴わないものに限る。）のサービスを利用した者で、次のいずれかに該当するものをいう。

- （１）医師により、厚生労働大臣が定める基準に適合すると診断された遷延性意識障害者（児）又はこれに準ずる障害者（児）
- （２）医師により、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者（児）
- （３）重症心身障害者（児）（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者（児）をいう。）

**送迎加算** 児童のうち年齢満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方について、**通学日の放課後に、学校から事業所まで送迎を行った場合にのみ**下記の金額を加算できます。

| 内容 | 支援区分等<br>(基本) | 支援区分等<br>(重心・遷延性) |
|----|---------------|-------------------|
| 送迎 | 片道 542円       | 片道 372円           |

**利用者負担** 利用者負担は原則サービス報酬額(送迎加算含む)の1割となりますが、低所得者等自己負担額が無い場合もありますので、利用決定通知書を確認し適切に徴収してください。

なお、加算対象外の送迎や食事、教材費等に要する費用については、利用者の実費負担となります。また、利用者負担額には、月額上限額が設定されていますので、徴収する際は上限額を超えないようご注意ください。

**利用方法** 1か月の利用日数は、利用決定日数を超えない範囲内での利用となります。利用決定日数を超えた分については全額利用者負担となりますのでご注意ください。

- (1) 野々市市では、地域生活支援事業についての受給者証は発行していません。利用者には、「地域生活支援事業利用(変更)決定通知書」を送付していますのでそちらを確認してください。
- (2) 複数の事業者を利用する方に対してのサービス提供については、利用決定日数を超えないよう注意してください。

### 委託料の支払い

- (1) 委託料の請求はサービス提供月の**翌月10日**までをお願いします。
- (2) 契約や請求書のあて先は野々市市長、明細書や活動記録簿のあて先は野々市市福祉事務所長へお願いします。

**その他** 事故が起こった場合には、市に事故報告書を送付してください。

短期入所を利用した日は、日中一時と同様のサービスのため、日中一時をご利用いただけません。

原則、障害福祉サービス等で日中活動を利用した日は、日中一時はご利用いただけません。ただし、利用時間終了後に家族が不在の場合はご利用いただける場合がございますので、事前に市にお問い合わせください。

お問い合わせ

野々市市 福祉総務課 障害福祉係  
〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地  
TEL 076-227-6063 FAX 076-227-6251